

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 0 年 4 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 4 回定例総会議事録

署名委員 大山美智子

署名委員 中棚昭三十

## 奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年4月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲工巳 次長 池秀平

笠利分室長 丸田宗八郎

住用分室長 原俊三

6. 報告事項

- ・5月定例総会日程について
- ・新任職員研修会報告について
- ・農業者年金協議会第1回理事会・幹事会報告
- ・農業者年金加入推進部長推薦について
- ・貸したい借りたい調査について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第22号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第23号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第24号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成30年第4回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本会の会議録署名委員には、9番大山美智子委員と10番中棚昭三十委員  
のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第19号から議案第24号までの6  
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお  
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた  
します。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>NO. 9につきましては、笠利町用安にあります710㎡の農地の交換による所有権の移転でございます。5ページにありますように受人は現在野菜を72a栽培しており、取得地には観葉植物を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>NO. 10につきましては、同じく笠利町用安にあります310㎡の農地の売買による所有権の移転でございます。譲受人・譲渡人ともに龍郷町在住で、土地が奄美市にあるための3条許可申請でございます。14ページにありますように受人は野菜類を25a栽培しており、取得地にはバナナを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。</p> <p>NO. 11につきましては、贈与による所有権の移転でございます。筆数が15筆あり約1丁9反でございます。P. 27～P. 28にかけまして申請地の一覧を添付してございます。申請人は23ページにありますように、さとうきびを栽培しており、移転後も規模拡大に伴うためと判断されます。</p> <p>以上3件でございます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
13番	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNO. 9の譲受人について調査報告いたします。</p> <p>4月23日午後2時頃、譲受人の自宅で奥さんから話を聞きました。譲渡人から土地の交換をしてほしいとお願いされたので応じることにしたとのことでした。畑には現在植えられている観葉植物の手入れをしていく予定だそうです。</p> <p>譲渡人について報告します。4月23日午後2時20分頃、譲渡人の自宅で本人から話を聞きました。交換面積はだいぶ違うが子供が家を建てるのに、出入り口としてどうしても譲受人の土地が必要なので交換をお願いしたとのことでした。申請等の内容については間違いのないことです。</p> <p>土地について報告します。4月23日午後1時30分頃笠利分室長と一緒に</p>

に行きました。資料の10ページをご覧ください。申請地は用安神の子集落の山手の方にあり現在は観葉植物が植えられていました。周りの農地はさとうきびや野菜が植えられていました。

「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

事務局

(丸田笠利分室長)

農地法第3条の規定によるNO.10の譲受人と譲渡人については、3月末の時点で、前分室長が聞き取りを行っており、申請内容の権利の設定等に係る対価等や記載内容には間違いのないとの事でございます。

また、土地についても土浜委員と二人で現地を確認しましております。農業委員会のご審議をよろしく願いいたしますという事でございます。

13番

(土浜委員)

土地について報告します。今、事務局からもありましたとおり、23日丸田分室長と一緒に土地を見に行きました。資料にもありますように申請地は用安集落の神の子集落の山手にあり龍郷町との境界付近で隣地しており山を削ったような形で平らな土地にされてきました。場所としてはバナナ栽培に適した土地であることと現在は、草が生えていて何も栽培はされていませんでした。

10番

(中棚委員)

農地法3条の規定による申請のNO.11の所有権移転です、姉と弟の贈与について、今回この資料を見て色々間違いがありまして、畑にさとうきび栽培となっていますが、田んぼも少しあります、トラクター・耕耘機は実際ありません、4月23日午前10時に土地の所在地である現地にて譲受人本人と娘さん笠利分室長の丸田さん、農地推進員の丸田さんと私が面会しその場で書類と土地の確認をしました。譲渡人は福岡県にお住まいのため同席できませんでした。書類の作成については行政書士の方をお願いしたそうで、書類の中身のチェックについて、本人としても手薄だったと言う事です。23ページの作物予定にはさとうきびがありますが、現実に自作地のさとうきびは作っていません、自作地では野菜など少しは作っているそうですが、農機具の保有について確認したところトラクター・耕耘機は持っていないとのことで訂正お願いいたしますとの事です。

	<p>26ページの2項7号関係でサトウキビを栽培し、54万出荷するように計画されていますが、本人に「サトウキビを栽培されますか？」と確認をしたら本人も「高齢であり、無理です」とはっきり言いました。来年には息子さんが帰ってきて、果樹・野菜の栽培をされるそうで、譲受人は兄弟の贈与だから簡単にできるだろうと思い、書類の中身の確認もしてなかったようです。農業委員の皆さんのご審議をよろしくお願ひしますという事でした。</p> <p>「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>それでは渡し人について報告します。渡し人については3月末の時点で、前分室長が聞き取りを行いまして、申請内容のとおり間違いはないという事で、確認をいたしており、農業委員会のご審議をよろしくお願ひいたしますという事でございました。</p>
10番	<p>(中棚委員)</p> <p>土地について報告いたします。</p> <p>土地については申請資料にもありますように、赤木名から平集落に向かう市道の途中にあります。手前の周辺はさとうきびが確かに植えられています。申請一覧を見てください。字赤木名又と中金久竹田の畑は平成22年に非農地通知が出された土地であります。また、中金久字平又の田は雑種地として地目変更されています。字中金久今勝の2カ所は耕作可能な土地でありました。この土地に本人が果樹なり野菜を植えたいと言う事で、他は川沿いにある畑で、もともと土地が下がって川の水を利用し田んぼを作っていたところですので、現実畑として使用するのは無理な状況です。来年は息子さんに任せて耕作するという事でした。以上で報告終わります。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
13番	<p>(土浜委員)</p> <p>これから書類は出ると思いますけど、NO.9の譲渡人の息子さんが家を建てる場所が譲受人の土地で、もうすぐ書類が出ると思います。現状は道路で</p>

	<p>すが、登記上は譲受人の土地です。ここを譲渡人が買わないと息子さんが家を建てるのに出入り口がないそうです。そのような事で申請地と交換になります。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>交換する土地は畑ですか、それとも原野ですか、宅地ですか。</p>
1 3 番	<p>(土浜委員)</p> <p>まだ書類も出てないので分かりませんが、一緒に書類が出れば分かるのですが、そちらの書類がまだ来ていません。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>そうであれば両方見定めてからでないと判断ができません。次の書類が出てくるまで待った方がいいじゃないですか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>相手が出てきてないので審議のしようがないため、NO. 9 の案件はどこと交換するのが分からないので、相手が出てくるまで保留にした方がよろしいのではないですか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>続いてNO. 1 0 について質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>続いてNO. 1 1 について質疑はございませんか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>NO. 1 1 ですが、書類の整理をして提出した方がいいのではないですか。非農地で見ているところもありますね。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>先ほど、前の総会で非農地の許可を受けたという事ですが、3月30日現在の登記簿が提出されておりますが登記簿は田と畑になっております。本人が許可後法務局で地目変更してない可能性もあります。</p>

1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>であれば非農地に変更してもらって整理してしてから再提出した方が良いのではないですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>調査の中で使える畑は何筆あるのですか。</p>
1 0 番	<p>(中棚委員)</p> <p>2筆です。</p>
7 番	<p>(松崎委員)</p> <p>これだけの大きな土地ですので、再度委員全員で現地を調査してみて、畑にできるのか非農地にするのか確認する必要があるのではないですか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>譲渡人が福岡県にお住まいで島にいないという事ですが、調査内容からこれを認めるには無理があると思われませんが、使える畑は2筆しかないようです。2筆分の申請であれば分かりますけど、それ以外のものについては農業委員会が非農地として認定しても地権者が地目変更しない限り、地目は変わりません、その点をご理解いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>使える畑が2筆であれば、2筆だけで申請した方が良いのではないですか。</p> <p>他は非農地に回して今回は保留し、来月に新しく贈与という形で申請したらいいのではないですか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>農業委員会の3条申請の審査とは違う気もします。そこまで考えて認めてあげていいものか、皆様のご意見を伺います。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>3条の申請は、そこは畑にしますからと言うのが3条の申請ですので、順番として非農地願を司法書士の代理を立てて申請したら、2筆か3筆だけの申請で済みますよね。</p>

事務局	<p>(池次長)</p> <p>中棚委員が土地を見て、使えないのであれば2筆だけでの申請をしてもらって、使えないのは非農地で申請をいあげてもらえば良いのではないですか。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>非農地は農業委員会に上がっていますので、それは手続きだけの問題ですので手続きが済めば農業委員会へはいらないじゃないですか。別に難しい事ではないと思います。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>確認しますが、中棚委員が見て使える畑箇所はどこですか。</p>
10番	<p>(中棚委員)</p> <p>28ページの4番目の2筆と、その下の畑の1筆は畑になる事は間違いありません。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>先ほど息子さんが帰ってきてとの話もありましたが、実際に帰ってきて自分が畑として使う意思があれば再度申請を出していただいた方が良いと思います、今の時点では他の畑は出せないと思います。</p> <p>今の状況の畑を3条申請で畑にしますと言う事で3条申請を通すわけにはいけないと思います。</p> <p>この件については申請代理者に確認してもらって、譲受人の意思を確認してもらって再度出してもらおうようにしと方が良いと思います。</p>
10番	<p>(中棚委員)</p> <p>22ページの農地面積の欄には、田と畑となっており23ページに取得後の面積には畑だけになっているので再度確認をお願いします。農機具関係は譲受人の家の隣にトラクターがおいてあったので譲受人確認したところ、隣の方の物ですよと言われました。26ページの取得後はこれまでとおおりサトウキビ栽培をしますと書いてあります。実際にサトウキビは作っていません。営農計画書でサトウキビを54万円作るとありますが、年齢でも現実無理だと思いますが確認をお願いします。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>書類の内容と現実があまりにも違いすぎるので書類の信頼性もないので保留にしたいと思いますが。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>松崎委員もおっしゃったように現場を見させてください。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは3条申請のNO. 9からNO. 11まで再度質疑をお願いします。他にありませんか。NO. 9については保留、NO. 10はよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>ではお諮りいたします。</p> <p>議案第19号農地法第3条の規定による許可申請については、NO. 9については保留、NO. 10については許可、NO. 11についても保留でよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>日程第4</p> <p>議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>38ページのNO. 4につきましては、名瀬の和光町にあります土地で1, 104㎡のうち60㎡、を公道から住宅への通路として利用するための申請でございます。</p> <p>現況は通路になっており49ページには始末書も添付されております。</p> <p>申請地は和光町の奥の山裾にあり都市計画区域内で、周りは住宅地帯となって</p>

おり、農土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上1件でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(前山会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

16番

(平井委員)

農地法第4条の規定による許可申請NO.4について譲受人の調査報告をいたします。

申請人と土地を織り交ぜながら報告したいと思います。38ページからになります。土地は和光町にあり丸平リースの近くになります。申請人については4月23日の9時に、土地については4月21日の144時頃確認をいたしています。38ページの真ん中に理由がありますが、公道から住宅へ農地を利用したいと言う事ですが、現在利用されているという事です。話を聞く中で平成9年頃土地を分筆いたしております。44ページに字図がありますように43ページと照らし合わせて見ていただきたいイメージをさせていただきます。

分筆したときに地目が変更していることに気づかずそのまま通路として使っているとのことで、49ページにも始末書も提出されています。

現況としましても両隣が住宅地になっており、駐車場への通路として現在も利用されている状況です。以上で報告を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(前山会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

44ページの36-3に5条で奥の方に住宅を造られると言う事で申請が出ていますが、4条申請の36-3にも通路とその他の土地は畑で残っていると言う事ですか。

すでにこの地番の左と右は家が建っていますよね。宅地になっているのにその間を利用するからこの分を4条申請して、その奥は5条で宅地にするということだけど、36-3の全体はどうなっているのかと思うのですが。

宅地申請の方は面積が1104㎡の内381を買って住宅にしますよと言っ

	<p>ているのですよ、今の4条は1104㎡の60を道路としますと申請が出ているのですが、11404㎡の残りの分は何になっているのですか。現在家が建っているのでは、そこが理解できないところです。宅地として家が建っている中の道路を4条申請して、奥をなおかつ5条で分筆して売ると言うのは36-3の全体はどうなっているのかなと思っています。</p> <p>地番の中では家が建っていますよね、この家は不法で建てているということですか。そういう事になりませんか。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>私も気付かなく、そこまでは確認はしていませんでした。確かに言われると字図では1枚になっています。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>問題になっているのは通路を挟んでの両方の土地の家は、登記上は畑のままと言う事ですよ。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>そこを残しながら何故ここを外すのか残り分がどうなっているのか</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>登記上は建っている家の持ち主に所有権一部移転しています。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>45ページにあるように予定地番となっていますね。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>たとえば現在建っている持ち主の方が、申請人から買っているのではないですか、その時農業委員会を通して買って、地目を変更するには譲受人が地目変更をしていないと言う事ですね</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>4条の決をとるのはおいておきまして、と5条の報告まで進めたいと思います。5条のNO.6と関連がありますので、5条まで協議してから4条を協議したいと思います。4条については協議を中断します。</p>

日程第 5

議案第 2 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

5 3 ページの NO. 4 につきましては、名瀬の朝仁新町にあります土地で、5 8 1 m<sup>2</sup>を駐車場として利用するための売買による所有権の移転の申請でございます。本件も現況は通路になっており 5 7 ページには始末書も添付されております。

申請地は市内から朝仁トンネルを抜けた県道沿いに位置し、住宅に囲まれており土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。

6 6 ページの NO. 5 につきましては、住用の見里の内海公園バンガロー入口にあります 7 7 0 m<sup>2</sup>の土地で、観光案内所を建設するための賃借権設定による許可申請でございます。申請地は国道沿いにある農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

8 2 ページの NO. 6 につきましては、名瀬和光町にあります土地で 1 1 0 4 m<sup>2</sup>のうち 3 8 1 m<sup>2</sup>を一般住宅として建設するための所有権移転の申請でございます。

本件の申請地は、先ほど 4 条申請で道路の建設の申請があった奥の場所と関連しており、周りは住宅地帯で土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。

9 6 ページの NO. 7 の案件につきましては、名瀬大熊町にあります申請者本人の自宅横の土地で、3 4 4 m<sup>2</sup>を資材置き場として利用するための売買による所有権移転の申請でございます。

申請地は、大熊町奥の山裾にあたり都市計画区域内で、周りは住宅地帯で、農土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。

	<p>以上4件でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
2 番	<p>(西委員)</p> <p>NO. 4 農地法第5条第1項の規定による許可申請の譲受人について報告します。4月27日午後7時頃譲受人に自宅の方で聞き取り調査をしました。譲受人は朝仁新町に家を建てて4ヶ月くらいですが、車を2台所有しており、家の前に1台しか留められないので近くに駐車場がないか探したところ、申請地の土地が見つかったので、そこを駐車場として利用したいという事です。地番・面積・対価とも申請とおりに間違いがないという事です。</p> <p>次に土地について報告します。4月27日に譲受人と二人で見に行きました。59ページにありますように、朝仁トンネルを名瀬方面から来てすぐ手前の小さな場所です。</p> <p>そこは車1台しか留められないような場所で、細長い土地になっています。草が生えていますが駐車場にするには問題ないと思われれます。</p> <p>譲渡人について、4月21日午後5時頃譲渡人の自宅で聞き取り調査を行いました。申請地の場所については何も作っておらず、譲受人に売りますと言うことで地番・面積・対価とも申請内容のとおり間違いがないという事です。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>4月23日午後5時45分に譲渡人に確認をとるため電話をしました。譲渡人は現在院中であるため対応することができない事から、譲渡人の甥っ子である方に今回の申請についての内容の聞き取りを受けていただきました。聞き取りしたところ申請地は、以前、甥っ子の方が譲渡人から譲り受けた土地で、まだ登記もしていなかった土地という事でした。</p> <p>甥っ子の方に土地の権利はあるとお聞きしましたが、登記上は譲渡人であるため、譲渡人の意思も確認しなければならないという事で、お聞きしたところ、申請内容のとおり間違いありませんという確認もいただきました。</p> <p>現在、駐車場になっていることから始末書も提出しましたということで許可の方をよろしく申し上げますとの事です。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

3 番

(山下委員)

議案第21号農地法第5条の規定による許可申請NO.5について譲渡人の調査報告をいたします。4月21日午前10時30分に、譲渡人の会社へ山下推進委員と私の2名で伺い、譲渡人に直接お会いしてお話を聞くことができました。土地の所在、及び権利の設定、賃借期間、賃借料など記載内容に間違いのないとの事でした。報告は以上です。

14番

(中村委員)

議案第21号農地法第5条の規定による許可申請NO.5について、4月23日午後5時申請地を調査しました。69ページをご覧ください。申請地は見里の国道沿いにあります、土地でバンガローに行く入り口の角あたりです。

3ヶ月前くらいに伐採草刈り等がされている状況でした。事前着工はされていないことを確認しました。以上です。

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNO.6について調査報告します。4月24日18時30分譲受人が出張中で不在であるため、奥様にお話を聞くことができました。譲受人は自営業で電気、水道の設備関係の仕事を経営されており、現在は民間の住宅に住まれ事務所を兼ねています、今回希望する場所等が見つかり申請され、住宅兼事務所及び倉庫の建設が目的であります。建築時期、期間については許可次第年内完成の予定しております。資金の方が借り入れになっており、書類には添付されていないのですが、旦那様と現場でお話をしたときも仮の審査には通っており近々本審査の通知が来る予定との事でした、奥様の方に書類を確認していただいたところ権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。

次に渡し人についての報告をいたします。

4月23日19時譲渡人に直接お会いして、お話を聞くことができました。土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。

次に土地についての報告をいたします。

87ページからになります。先ほどの通路と同じ場所になるのですが、8

8 ページの方が分かりやすいと思いますが 36-3 の一部になります。  
現在の農地の状況としましては、更地の状態で譲渡人の方が暇を見つけては草の管理等をしているとの事でした。事前着工及び周辺の農地への影響は問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

1 2 番

(濱手委員)

農地法第 5 条の規定による許可申請 NO. 7 について調査報告をいたします。

4 月 22 日の午後 7 時 30 分自宅に伺ひ譲受人と直接会ひ話を聞くことができました。この書面の記載事項については間違ひないとの事でしたので、私が最初に書類を見て思ひましたのはこの買取り価格が適正なのか疑問に思ひた事でした。と申しますのもこれまで数件この地域で売買という地がありました。が今回 344m<sup>2</sup>で、これまでの売買価格と比較しますとあまりにも低価格だからです。しかし現地を見て譲受人から話を聞いて納得しました。この土地は山裾で 3444m<sup>2</sup>、約 100 坪の内 60 坪は法面のブロック積みの分とのことでした。

譲受人は 1 年前自宅と今回譲り受ける予定の土地の隣に移住しましたが、その際奄美市よりできるだけ北側の山裾と東側の山裾とは離して家を建てるよう指摘を受けたとの事でした。

そういう事を考慮しますとこの区画は適正な価格だと思ひます。

今回買取る土地が山裾であることから、駐車スペース資材置き場としては十分生かせるのではないかと思ひます。以上報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

2 番

(西委員)

農地法第 5 条の規定による許可申請について譲渡人の調査報告をいたします。

4 月 21 日午後 5 時頃譲渡人と自宅の方で聞き取り調査をしました。譲渡人は申請地の場所は何年も使っておらず譲受人に売りたいという意向です。地番・面積・対価も申請書通り間違ひありませんという事です。以上です。

議 長

(前山会長)

それでは、本案に対する質疑に入ります。第 5 条申請の NO. 4 についてご質疑ございませんか。

	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>次にNO. 5 についてご質問ございませんか。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>書類上の賃料が1ヶ月3万円と契約書の1年間3万円となっておりますがどちらが正なのかお聞きします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本人に調査委員が確認とってみてください。</p> <p>その間、暫時休憩します。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>着席願います。それでは休憩前に引き続き再会します。</p> <p>先ほどの5条申請のNO. 5 の借地料について報告をお願いします。</p>
3 番	<p>(山下委員)</p> <p>譲渡人に確認したところ年間30,000円との事でした。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>NO. 5 について他にご質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それではNO. 6 は後にして、NO. 7 を先に協議したいと思います。</p> <p>NO. 7 につてご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、5条のNO. 6 と、4条申請の案件を再度協議いたします。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>92ページお願いします。地積測量の予定図がありますが仮に地番は予定されています。また、84ページには1104㎡の中の4名の方が抵当権設定されてはいるが、分筆はしていなくて将来する予定ではなかったかと思</p>

	<p>ます。 家は建っているが登記上は畑のままになっていますね。 今回地目がはっきりしているので今後手続きをとってもらった方が良いのではないですか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員) この件の申請は道路にする381㎡の申請ですよね。隣が農地のままですが、これは別として、今回の申請は381㎡だけですので、そこを審議した方が良いのではないですか。</p>
議 長	<p>(前山会長) 4条申請の道路は、1104㎡の一部を道路として使いたいとしての申請ですのでその部分に関しては許可し認めると言う事によろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>4条申請の案件につきましては認めることに決定いたします。</p> <p>続きまして第21号議案の5条申請のNO.6についても調査委員の報告のとおり許可意見としてご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議案第21号農地法第5条の規定による許可申請については審議の結果、許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第6議案22号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
議 長	<p>(丸田分室長) (事務局の朗読及び説明) (前山会長)</p>

推進員	<p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(丸田委員)</p> <p>合意解約の理由ですが、借り人が体調を崩しまして、耕作できないことから合意解約に至りました。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>他にご質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第22号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第22号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案23号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、 を議題といたします 事務局に議案の朗読及び説明を求めます</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

質疑がないようですので質疑を終結いたします。

議案第 2 3 号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 3 号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 8

議案 2 4 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします

事務局に議案の朗読及び説明を求めます

事務局

(丸田分室長)

(事務局の朗読及び説明)

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑がないようですので質疑を終結いたします。

議案第 2 4 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。  
連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。